

現代「地名」考

谷川健一 編著



NHKブックス

337

【編著者】

谷川健一 (たにがわ・けんいち)

民俗学者、評論家

1921年 熊本県に生まれる

主な著書 『常民への照射』『埋れた日本地図』『沖縄の証
言上・下』など多数

【著者】

本間信治 (ほんま・のぶはる) 1918年、東京都に生まれる

丹羽基二 (にわ・もとじ) 1919年、栃木県に生まれる

田中久美子 (たなか・くみこ) 1920年、東京都に生まれる

池田末則 (いけだ・すえのり) 1922年、奈良県に生まれる

金本勝三郎 (かねもと・かつさぶろう) 1929年、東京都に生まれる

鏡味明克 (かがみ・あきかつ) 1936年、愛知県に生まれる

荒竹清光 (あらたけ・きよみつ) 1940年、宮崎県に生まれる

楠原佑介 (くすはら・ゆうすけ) 1941年、岡山県に生まれる

武田 仁 (たけだ・ひとし) 1947年、北海道に生まれる

桜井澄夫 (さくらい・すみお) 1948年、東京都に生まれる

NHKブックス 337

検印廃止

現代「地名」考

昭和54年2月20日 第1刷発行

編著者 谷川健一

発行者 藤根井和夫

印刷 太平印刷

製本 三森製本

装幀 栃折久美子

発行所 日本放送出版協会

東京都渋谷区宇田川町 41-1

郵便番号150 振替東京1-49701

落丁・乱丁本はお取替いたします

現代「地名」考

谷川健一 編著



NHKブックス

337

©1979 Kenichi Tanigawa

序 地名と日本人……………9

I 地名の語るもの……………21

1 地名の種類と分類……………22

2 地名と言葉……………26

古語と地名 地方的な地名

南島の地名 アイヌ語の地名

3 地名と地理……………37

地形・土壌と地名 鉱物・鉱山

と地名 災害と地名

4 地名と歴史……………44

地名の発生年代は 邪馬台国と

地名 考古学と地名 人名・

姓氏と地名

5 地名と歴史情緒……………53

地名伝説の世界 枕詞・歌枕と

地名 俳句・川柳と地名

II 地名改変の歴史……………61

1 地名の漢字表記 62

地名に漢字が当てられるとき
地名の字音転用 地名の自在な
変化

2 歴史のなかの地名 73

条里制地名と小字 開拓による
地名 武力を背景にした改名
中央集権下の地名 82

3 廃藩置県と府県名の誕生 大区

小区制の教訓 安易な新郡区編
成 町村大合併による地名変更

4 地名と権力者 97

アイヌ語地名の運命 南島の人
名と地名 植民地における改名

Ⅲ

病める現代地名

..... 107

1 戦後の町村合併と国語政策 108

大きいことはいいか 当用
漢字による地名制限 新市町村
名の問題点

IV

2	新住居表示への疑問	116
	町名整理の思想 法律の制定経過 住居表示のシステム 住居表示の問題点	
3	地名軽視の風潮	129
	区画整理と地名改変 圃場整備と地名 地名の商品化	
4	新地名の病理	135
	安易な簡明化 国語文化の破壊 伝統と地方文化の破壊	
5	消された地名、懐かしい町名	148
	無惨に消された城下町の町名 消えゆく文学地名 縁起をかついで町名つぶし	
	地名を守る	157
1	地名を守る意味	158
	明治以来の地名保存論 弥生町の教訓 頻発する町名変更反対運動 実りなき住民訴訟	

2	法改制はできたけれど	169
	世論に押されて法改正 一部改正法の限界 土佐の高知でも小さな町の抵抗	
3	地名・町名の保存と復活	186
	「地名を守る会」の発足 旧町名復活の試み	
4	地名の未来のために	198
	アメリカ合衆国の地名政策 カナダの地名政策 イタリアの地名政策 中国および新興国の地名政策 地名委員会の組織化を国公立地名研究所設立の訴え	

あとがき

212

本書に掲載した地形図は、建設省国土地理院発行の五万分の一、二万五千分の一地形図を複製したものである。

序 地名と日本人

伝統とは持続する民族の觀念のことである、と考えることができます。この定義の上に立てば、地名こそはそれにもっともふさわしいものといえます。五年ごと、十年ごと、小刻みに変わっていく文化は、伝統の名に値しません。それに対して、地名は日本列島に人びとが住みついてこのかた、一貫して呼びならわしてきた土地の呼称です。命名された時代が縄文・弥生の時代にせよ、古代中世の頃にせよ、おなじ地名がおなじ呼称をもつて今日の私たちにいたるまで使用されてきています。つまり地名は、縄文・弥生・古墳の時代から連綿とつづいてきた日本人の共同感情を、もっとも純粹に保存してきています。地名ほどに息のながい文化遺産はどこにも見当りません。

なるほど、縄文土器も先史社会の模様をさぐるための貴重な文化遺産にちがいありません。しかし、物は時代がくだるにしたがつてつねに新しく変わっていきます。古墳時代の須恵器、あるいは鎌倉時代の木器の手ざわりを私たちはもう思いかえせなくなっています。しかし、地名は持続します。私たちが地名に触れて心を動かすのは、地名が日本人の今も昔も変らぬ共同感情をゆすぶる力をもっているからにほかなりません。そこに地名のかけがえのない特色があります。ということ、日本人の文化の創造性が地名と深く関わりあっていることを意味します。地名を抜きにして日本の伝統文化を真に語ることは困難である理由がここににあります。

伝統を古木の幹にたとえると、民族の創造する力は、春ごとにみずみずしい若葉をつける古木の枝にあたります。がっしりした古木の枝から吹き出す若葉のうつくしさは、民族の伝統を頑ななま

でに守りついでいる誇りたかい民族だけが享受し得るものです。自国の古い遺産を粗末にあつかう民族は、ついに伝統文化を創造する底力を貯えることができません。

日本は明治の開国にあたって、新しいものは善であり、古いものは悪であるという価値基準を、近代化、合理化を推進するための尺度としました。たしかにこれは科学技術や政治経済の面では有効ですが、文化の面では必ずしもそうではありません。古い文化を台木として、その上に新しい文化を接木することが必要です。だがしかし近代日本は、その台木にあたる部分である持続する文化をかなぐり捨ててしまいました。その結果、この百年のあいだ、賽の河原の石積みのように、くずしては積み、積んではくずすという無益な繰り返しを行なってきたにすぎません。

しかも、戦後社会ではなおいつそう、新しさを善とし、古さを悪とする考えが横行しました。これは革新的立場だけでなく、保守的立場でもおなじ考えに支配されました。それに一九六〇年代の高度成長経済社会が拍車をかけました。企業優先、経済第一主義の名の下に、日本列島社会の再編成が行なわれました。日本の山河はきりくずされ、むざんに埋め立てられ、祖先伝来の土地があとかたもなく抹消し、変容させられました。それだけでは物足らぬと見えて、従来の古い地名に新しい地名を勝手気ままに付与していくための法律がつくられました。

一九六二年、つまり日本が高度成長社会に突入した昭和三十七年に制定された「住居表示に関する法律」がそれです。もちろんそれは企業や公社の要請にしたがったものですが、過去からの脱皮こそ近代化の道であるとする思想が背後から支えていたことを見のがすことはできません。

地名をほしいままに変更すること、それは持続の觀念のもっとも重要な拠点に対する攻撃とみなすことができます。なぜならば、地名を変えてしまえば、もうどの国の風景ともわからないほどに、戦後の日本は変化しつつあるからです。とくに六〇年代の高度経済成長は日本の社会を一変させました。地方のどんなに小さな町や村をおとずれても、おなじような家並や生活を見せつけられます。それは町の景観や人びとの生活が画一化されたというにとどまらず、日本人の内実の意識までが変容を迫られつつあることを物語っています。古くからつづいてきた伝統社会のしきたり、たとえば年中行事や冠婚葬祭のような生活慣習は、もはや復活する気配もなく大幅に影をひそめてしまいました。

残された伝統は地名だけとしかいいようのない事態が到来しています。それを一口に、伝統の危機の時代と呼ぶことができます。伝統の危機は新しい伝統意識をよびさまさずにはおきません。いかに法律の名の下に押しすすめられてきているとはいえ、幾千年このかた日本の大地に刻まれ、守りつがれてきた地名を破壊しようとする行為は、伝統の最後の拠点にたいする挑戦であります。民族の敵と呼ぶに差支えないこの政策の遂行者たちは、地名を改変することによって、過去と断絶することをもくろんでいます。

かつて多くの旅人の足をひきつけた歌枕、さては近代日本文学に登場するかずかずの舞台の地名があとかたもなく消え去り、それをたずねても容易にわからないとき、どうして先人の営為への愛

着を心につなぎとめることができましょう。それはもつと身近な一家一族の歴史についてもいうことができず。祖先の住んだ場所を探しても、地名が消えさつてしまっていて、手がかりがないとき、人は途方にくれ、やがてあきらめ、先祖とつながる自分のことを忘却するにちがいありません。その昏迷はすでに始まっています。こうした結果が明らかであるにもかかわらず、地名改変が平然と行なわれているのを見ては、なんとしてもそれをふせぎ、はねかえさねばならないと思うのは、日本人としての自然の情です。

古いものは悪であり、新しいものこそ善であるというかつての価値基準は逆転しました。古いものを必死に守ろうとする動きが、日本列島社会にめばえつつあるのが感じられます。それは高度成長をつづけた経済社会のゆきづまりという貴重な教訓の上に立つものですが、その一つとして、過去との連帯、すなわち持続の觀念の再生を求め、地名改変に反対するさまざまな胎動が日本各地に生まれました。それは政治思想の保守とか革新とかの動きとはまったく関係なく、既成概念でははかれない新しい志向であり、あえていえば、第三の道へのまさぐりであるということができます。その果てによりやく、昭和五十三年三月、全国の運動の連絡と組織化を目ざす「地名を守る会」が誕生しました。

*

本書は「地名を守る会」の発足以来、一年を経過した足跡をかえりみながら、この運動に、より大きい歴史的展望を与えようという願いから企てられました。

本書の構成は、この一冊を通読すれば、地名を守ることが、日本人にとってどんなにのつびきならない大切なものであるかを知らせることを目的としていますので、まず「地名」とは何であるかという問いからはじめられます。私たちが、ふだん使用している地名は日常語と変わりないものですが、それだけに、ややもすれば、単に伝達の手段であり、また弁別の手段としか考えられていません。しかし一つの土地を弁別してそれを他人に伝達するための標識というだけならば、地名は記号にすぎなくなります。記号は、人間の感情を誘発することがありません。私たちが地名にふれて、共同感情を喚起するというのは、地名に記号と正反対の性格、すなわち日本人の想像力を刺激するものがあるからです。今日、「住居表示に関する法律」にもとづいて町名地番を変えようとする動き、とくにそこに丁目と番地と、数字を連続して使用する試みは、地名のもつ特質をみごとにつかまえそこねています。記号も数字も何らのイメージを形成することはありません。しかし地名は、それがむずかしい呼称や読み方であればあるほど、つよいイメージを放ちます。そうすることで共同の認識に役立ち得るという効用をもっています。したがって難解で小さな町名を抹消して簡明な大町名に変え、その下に数字を置くという方法は愚の骨頂といえます。

地名の魅力はさまざまですが、地名の意味がかくされており、それを探しあてるといふ点も大きいと思われまゝ。そうしたことがどうして起こるかといえば、一つは命名の動機が後世になると、つかめなくなっていることがあります。たとえば、古代人が鉄や銅で作った鐺をサナキと呼んだということは今日ではふつう知られていません。そこで佐鳴とか猿投とか佐那具とか表記された地名の場合、それをただちにサナキ（鐺）とむすびつけて考えることができません。あれこれせんさく

のすえ、ある解釈にたどりつくわけですが、そうした地名の語源を追究することが地名の魅力の一つであることは否定しがたいものです。

地名に意味がかくされているといえるもう一つの理由は、地名はそれはじめに、内輪の仲間同志の命名からはじまったと考えられるからです。主語を省く日本の古典が内輪の者同志の文体と見なされているように、地名も仲間さえわかれば、それでよいところがあります。泉はどの村でもありますが、ある村のある人びとにとっては、泉といえ、それはきまった一ヶ所の泉を指します。外来者には泉といっただけでは、そこがどこかわかりませんが、村の中だけで一生を終える人たちにとしては、それだけで充分用が足りるのです。したがって泉は普通名詞でありながら、また固有名詞の役目もつとめるといふことになります。

崖地とか低湿地をあらわす全国共通の地名もすくなくありません。これらは普通名詞です。しかしそれがあつた地方で使われるときは、いずれも固有名詞のあつかいを受けます。つまり地名は固有の土地とむすびついているものですが、各地に分布している同一地名を分析することによって、土地の共通な性格を発見することができます。一見抽象化や普遍化を許さぬように思われる固有の地名が、他の場所の地名とのさまざまな類比と対比とを可能にするのは、地名がもともと普通名詞を固有名詞のように使用したということと深く関わりがあると思われます。

地名は万人の目にさらされているものですが、その一方では意味がかくされており、また普通名詞でありながら固有名詞としての性格をもつという二重性をそなえています。さらに地名は土地という対象物の性質を表現する名前であり、他の土地との識別のための名前であると同時に、その土